

令和3年度 国の施策等に関する提案・要望

令和2年

愛媛県
愛媛市長会
愛媛県町村会

平素、愛媛県並びに県内市町の行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

現在、我が国は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、人々の命や健康がおびやかされ、暮らしや産業にも深刻な影響が広がるなど、感染の食い止めは急務となっておりますが、それと同時に新型コロナウイルスに対応した新しい日常生活・新しい社会経済の姿を早急に確立していくことも重要であると感じています。

愛媛県におきましては、国や市町、関係機関・団体等との緊密な連携の下、感染予防・拡大回避や医療提供体制の充実・強化、本県独自の経済支援など、さまざまな対策に取り組むとともに、おとしの西日本豪雨災害からの創造的復興に向け、再度災害防止や被災地の産業再生に全力を挙げているところです。

また、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に備えた「防災・減災対策」、^{えがお}「子どもの愛顔応援ファンド」を通じた愛媛オリジナルの子育て支援等の「人口減少対策」、県開発ブランド商品の生産拡大や産業の担い手確保による「地域経済の活性化」の県政3本柱の更なる深化に努めるほか、第5世代移動通信システム「5G」を活用した新施策の展開など、先端技術を積極的に用いながら、急速な時代の変化にもしっかりと対応していきたいと考えています。

国におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に加え、全世代型社会保障制度への転換や財政の健全化等の喫緊の課題に取り組んでおられるところではありますが、本県の施策を実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、防災・減災対策や地域経済の活性化に不可欠な社会資本の整備、地域の実情に即した事業を推進する上での各種制度の見直しなど、これまで以上に強力な国の御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題を踏まえ、愛媛県並びに県内市町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を重点施策として取りまとめましたので、令和3年度政府予算の編成および政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事

中村 時広



愛媛県市長会長

石川 勝行



愛媛県町村会長

稲本 隆壽



目 次

I 豪雨災害からの創造的復興

- 1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について・・・1
- 2 肱川緊急治水対策の推進について・・・3
- 3 緊急土砂災害対策の推進について・・・5
- 4 大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事
の推進について
 - [1] 地域の守り手となる建設産業への支援・・・7
 - [2] 宅地災害からの復旧・復興と大規模地震への備え・・・9

II 防災・減災対策 ～災害から命を守る国土強靱化の実現～

《防災・減災対策》

- 5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
 - [1] 大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための
防災・減災対策の総合的な推進・・・11
 - [2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進・・・13
 - [3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進・・・15
 - [4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進・・・17
 - [5] 土砂災害対策の推進・・・19
 - [6] 治水事業の推進・・・21
 - [7] 災害に強い森林づくりの推進・・・23
 - [8] 水道施設の防災対策等の推進・・・25
 - [9] 公共施設等の耐震化の促進・・・27
- 6 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備について・・・29
- 7 伊方発電所の安全対策の強化等について・・・31
- 8 原子力防災対策の充実・強化について・・・33

《高速ネットワーク》

- 9 四国の鉄道の維持・活性化について

[1]	四国への新幹線の導入	35
[2]	鉄道ネットワークの維持・活性化	37
10	高規格幹線道路等の整備促進・制度の実現について	
[1]	高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消	39
[2]	地方創生を推進する高速道路ネットワークの整備・利便性等 の向上	41
[3]	利用しやすい有料道路料金の実現	43
11	松山空港の機能拡充について	
[1]	国際線のスポット早期増設、旅客ビル整備促進	45
[2]	C I Q体制の充実・強化	47
[3]	進入管制空域の返還	49

《交通機能の充実》

12	離島架橋事業（上島架橋：岩城橋）の推進について	51
13	J R松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について	53
14	命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備促進について	55
15	鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策について	57

III 人口減少対策 ～安全・安心で住みやすい暮らしの実現～

《人口減少・次世代対策》

16	デジタル技術の利活用に係る支援の充実と基盤整備の促進について	59
17	移住の促進や関係人口の拡大に向けた対策の強化について	61
18	少子化対策・子育て支援の充実について	63
19	教員の業務負担軽減に関する支援について	65
20	いじめ・不登校対策について	67
21	教育の情報化の促進について	69
22	安全・安心な教育環境整備の促進について	71

《医療》

23	医師確保対策について	
----	------------	--

[1]	医師確保対策	72
[2]	災害医療従事者の育成・確保への支援	74
24	輸血用血液製剤の管理に係る新制度の創設について	76
25	ドクターヘリの運航に対する支援等について	78
26	地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて	80

《生活・環境》

27	過疎地域自立促進特別措置法失効後の過疎対策に向けた 新たな法律の制定について	81
28	資源循環の促進に向けた取組の強化について	82
29	再犯防止に関する取組の推進について	83
30	脱炭素社会の実現に向けた対策の強化について	84
31	エネルギーの安定供給の維持・確保について	
[1]	新エネルギーの導入促進及びエネルギーのベストミックス実現 による電力需給の安定化	85
[2]	エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化	86
32	県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について	
[1]	警察基盤の強化	87
[2]	交通安全施設更新事業の計画的な推進	88

IV 地域経済の活性化 ～地方創生につながる活力ある産業の実現～

《商工・観光》

33	地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について	89
34	地方におけるAI・IoT等の導入・活用に対する 支援施策の拡充について	91
35	愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する機能の強化に関する 支援について	
[1]	新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの 確立と社会実装	93
[2]	セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官	

連携拠点の構築	95
36 産業創出支援の強化について	
[1] 創業支援の強化	97
[2] 高機能素材を活用した産業創出への支援	98
37 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた 制度の拡充について	99

《農林水産業》

38 アコヤガイ大量へい死への対応について	100
39 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について	102
40 果樹経営支援対策の充実・強化について	104
41 畜産経営支援対策・家畜伝染病対策の強化について	105
42 農林水産物の輸出促進及び競争力強化について	106
43 農林漁業の担い手確保対策の強化について	107
44 鳥獣被害防止対策の強化について	108
45 林業の成長産業化に向けた支援の強化について	109
46 持続的な水産資源の確保に向けた技術開発の強化について	110
47 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について	111

《文化・スポーツ》

48 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について	112
49 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の 充実について	114
50 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について	116
51 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた 地域の取組みへの支援について	118
52 地方の芸術・文化施策への支援について	120

I 豪雨災害からの創造的復興

1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

西日本豪雨災害により大きな被害を受けたかんきつ産地の復興への取組に対し、支援を行うこと。

- (1) 被災した産地の復旧・復興に必要な支援
 - ・長期間を要する産地の復旧・復興のため、継続して必要な支援を行うこと。
- (2) 被災した園地における円滑な営農再開に必要な支援
 - ・園地復旧後に行う改植や農業用施設・機械の整備等に対する支援を充実・強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害により、本県の農業は 470 億円を超える甚大な被害を受け、中でも、南予地域など「かんきつ王国愛媛」を支えるかんきつ産地は、数多くの園地が崩落し、収入の糧となる樹体が流失したほか、かんがい施設やモノレールなどの施設も損壊するなど、産地の存続にも影響を及ぼしかねない深刻な状況となった。

その後の関係者の懸命な復旧活動やボランティア等の支援もあり、園地自体の復旧が不要な箇所では、スプリンクラーやモノレール等の復旧も進み、ほぼ例年並みの収穫が可能となっている。一方で、崩落した園地の復旧は未だ道半ばにあり、現在、総力を挙げて、園地の復旧を進めている。

また、急傾斜で作業条件の悪い園地が多く、高齢化や労働力不足が深刻化する産地の現状を踏まえ、原状への復旧のみならず、作業効率が良い、より高収益が望める、且つ災害にも強い園地への再編や、新技術・新品種の導入など、被災前より進化した産地づくりにも取り組んでおり、周辺の被災していない園地も含めて大規模にほ場整備を行う再編復旧については、令和 2 年度から事業に着手した玉津地区（宇和島市吉田町）を含め、県下 4 地区で、事業化の取組みを進めている。

- 被災していない園地も含めて一体的に改植を行う場合、その区域全体を支援の対象とするとともに、国庫補助事業により改植や園内道整備等を実施した園地が含まれる場合、被災園地と同様に処分制限期間内であっても補助金返還を不要とするよう運用の改善が必要。

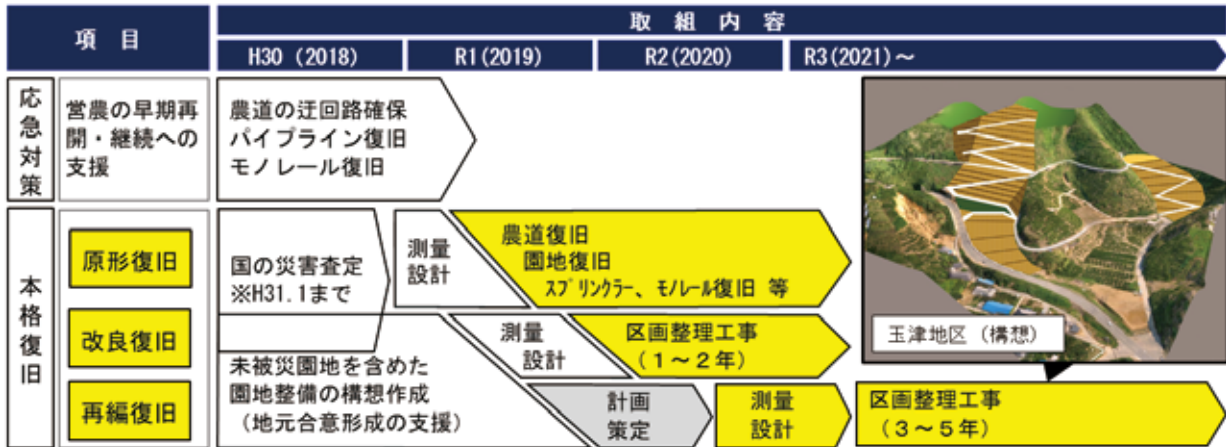
また、園地復旧後に農業用施設・機械の整備を行う場合も、被災農業者向け経営体育成支援事業と同様の支援が受けられるよう、新たな被災農家支援の対策が必要。

【実現後の効果】

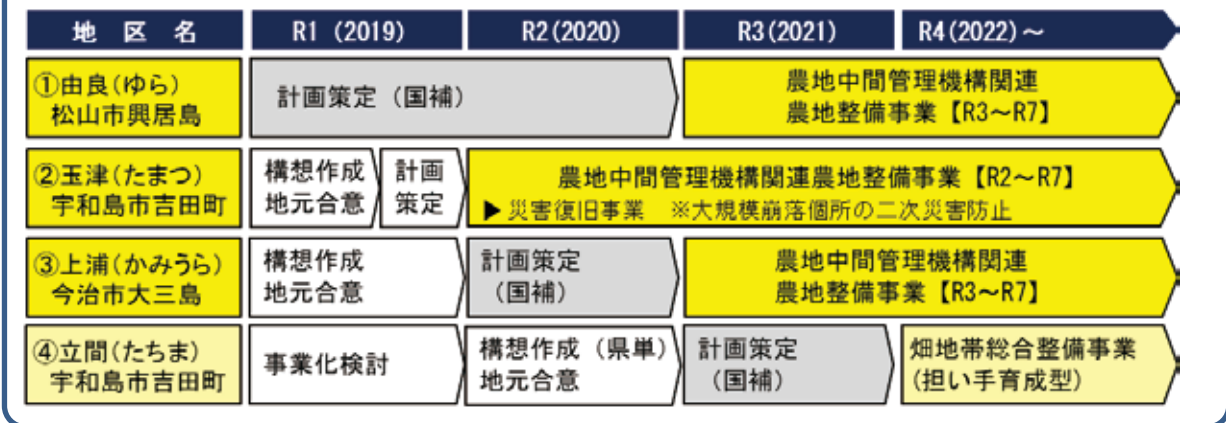
- ◇ 被災したかんきつ農家の経営安定、産地及び地域の復興が図られる。
- ◇ 本県の農業を支えるかんきつ産地の復興により、本県農業全体の体質強化が図られる。
- ◇ 被災したかんきつ農家の本格的な営農再開を支援し、産地の維持発展が図られる。

県担当部署：農林水産部農政企画局農政課、
農業振興局農地整備課、農産園芸課

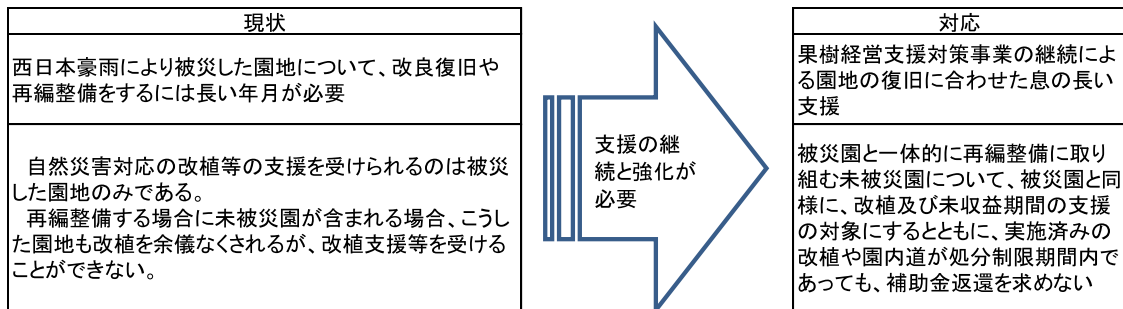
かんきつ産地の復旧・復興に向けた園地の再建



「再編復旧」事業化の見通し

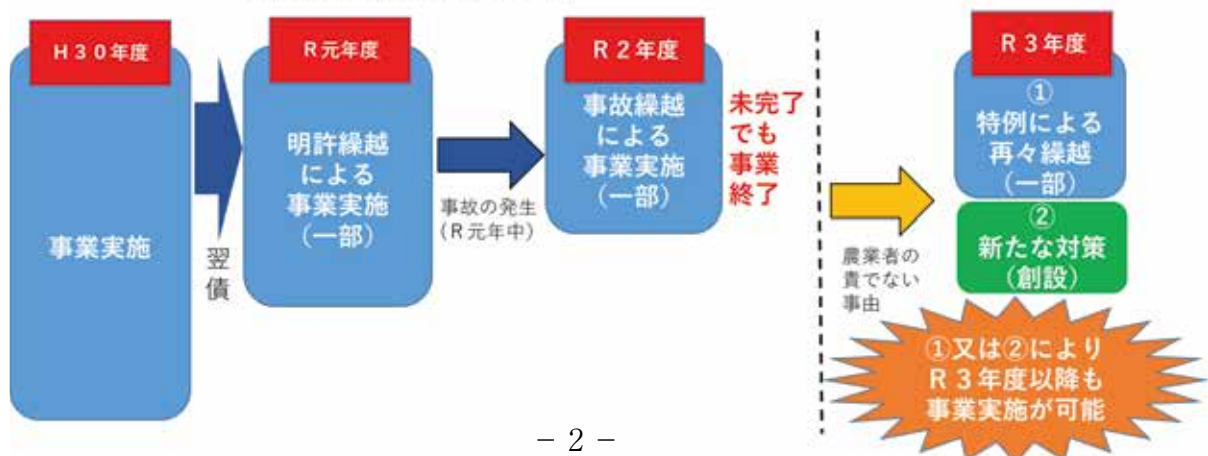


果樹好循環形成総合対策の継続と支援の強化



被災農業者向け経営体育成支援事業の再々繰越手続と新たな対策の創設

これまでの事業実施スキーム



2 肱川緊急治水対策の推進について

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

西日本豪雨により甚大な浸水被害が発生した肱川流域の再度災害防止に向け、河川激甚対策特別緊急事業等による堤防整備と山鳥坂ダム建設事業を計画どおり推進するとともに、変更した河川整備計画に基づく河川やダムの整備を推進すること。

- (1) 肱川における国管理区間の河川改修の促進
- (2) 肱川における県管理区間（中下流圏域：大洲市菅田地区～西予市野村地区）の河川改修を促進するための事業費の確保
- (3) 令和8年度の山鳥坂ダム完成に向けた事業の促進
- (4) 水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進及び事業費の確保

【現状と課題（背景・理由等）】

○肱川における治水対策の現状と西日本豪雨での浸水被害

肱川は、地形的特徴から治水対策が非常に困難で、河川改修が遅れ、度重なる洪水被害を受けており、平成30年の西日本豪雨では、これまでに経験のない降雨により、平成16年に策定した河川整備計画の目標流量を超える洪水が発生し、浸水戸数約4,700戸、浸水面積約1,400haの甚大な浸水被害となったことから、住民の生命・財産や産業、経済活動を守り、過疎化が進む流域の人口流出防止や集落の存続を図るため、再度災害防止に向けた治水対策の早期完成が喫緊の課題となっている。

○河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改修の促進

国と県では、平成30年9月に『肱川緊急治水対策』を策定し、再度災害防止を図ることとしており、激特事業により、平成16年策定の整備計画に基づく堤防整備を10年前倒しし、令和5年度の完成を目指し、概ね5年間で集中的に実施するとともに、河口から西予市野村まで、西日本豪雨と同規模洪水を安全に流下させるため、令和元年12月に整備計画を変更し、更なる河川やダムの整備を推進することとしており、国管理区間の着実な整備促進と県管理区間（大洲市菅田～西予市野村）の事業推進のための事業費の確保が必要である。

○山鳥坂ダム建設事業の促進と水源地域振興の核となる県道の整備促進

また、変更後の河川整備計画においても、山鳥坂ダムは、堤防整備等と合わせ、主要な治水対策の一つとして位置付けられており、肱川緊急治水対策で示された、令和8年度の完成に向けた重点的な予算確保と事業の促進が必要である。また、県道小田河辺大洲線の整備は、水源地域振興の核であり、令和一桁前半のダム本体工事着手に向け、その前提となる国施工の一次切替区間と、県施工の関連道路改良区間を完了する必要があることから、計画的な整備促進及び事業費の確保が不可欠である。

【実現後の効果】

- ◇ 西日本豪雨と同規模の洪水に対する再度災害防止

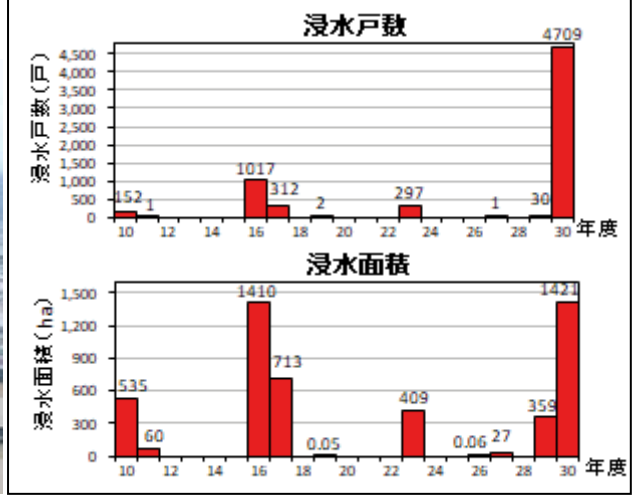
県担当部署：土木部 河川港湾局 河川課
道路都市局 道路建設課

◎西日本豪雨による浸水被害

東大洲地区の浸水状況



【近年の浸水被害】

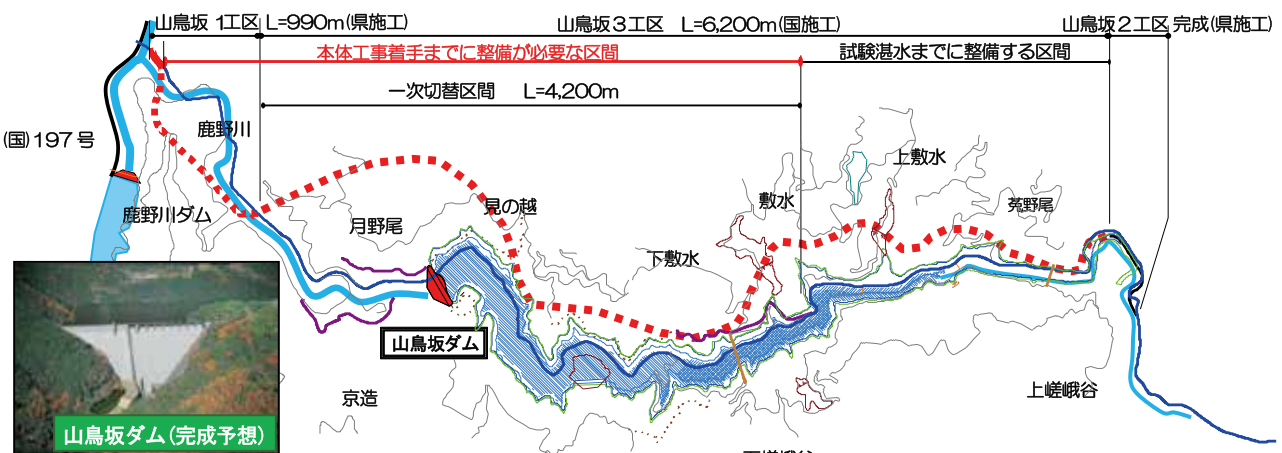


◎肱川緊急治水対策【激特事業等による河川改修（河口～西予市野村）・山鳥坂ダム建設】

○肱川では、国・県・市が連携し、ハード・ソフト一体となった3段階の対応により、再度災害防止に取り組み治水安全度の向上を図ります。
 ○引き続き「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、関係機関が連携し、肱川の減災に係る取り組みを進めます。



◎山鳥坂ダム及び県道小田河辺大洲線の整備促進



3 緊急土砂災害対策の推進について

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

南予地域における砂防激甚災害対策特別緊急事業費の確保

- ・西日本豪雨により激甚な土砂災害が発生した南予地域の本格的な復旧・復興に向けて、「砂防激甚災害対策特別緊急事業費」の愛媛県への必要な予算を配分すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○西日本豪雨の土砂災害発生状況

愛媛県においては、平成30年7月の西日本豪雨により、宇和島市、今治市、松山市など県下全域で死者17名、413件の土砂災害が発生し、この1回の豪雨だけで、本県の戦後最大の土砂災害であった平成16年の332件を大幅に上回る甚大な被害となった。

特に、宇和島市吉田町では、高級柑橘の樹園地を中心に2千箇所を越す斜面崩壊が発生し、多数の人家やJR予讃線及び浄水施設（約4,800戸断水）などの重要インフラ等が被災するなど、県民生活に多大な影響を及ぼしたところである。

【愛媛県内の取組】

○南予地域における砂防激甚災害対策特別緊急事業

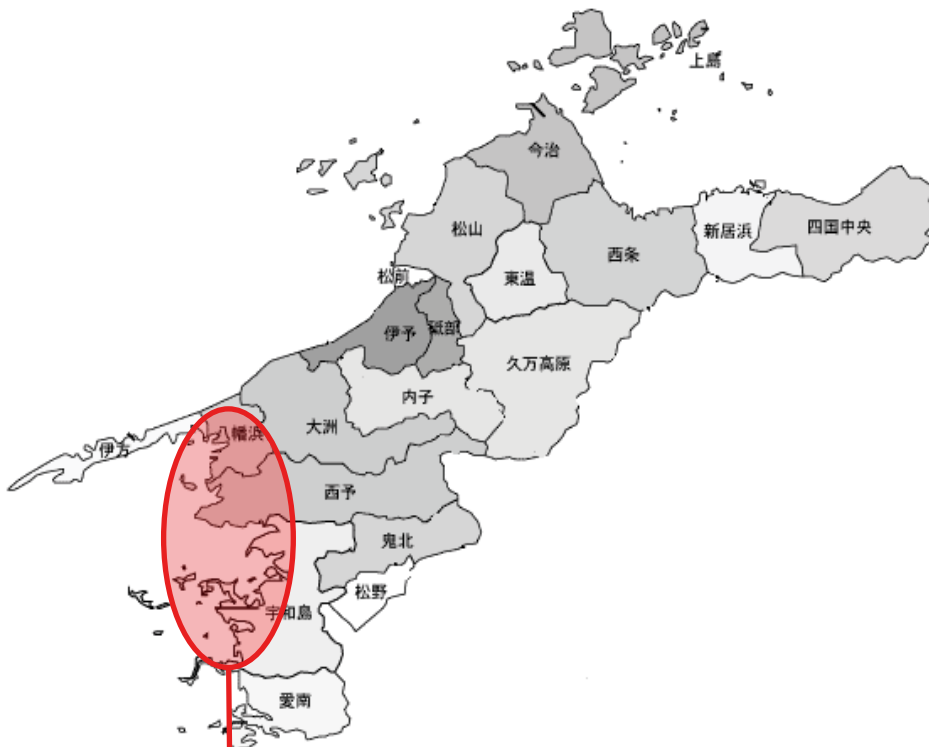
西日本豪雨で土石流等による激甚な土砂災害が発生した南予地域では、本格的な復旧・復興を推進するとともに、再度災害防止を図るため、次期出水により下流の人家、農地、ライフライン等に著しい被害を与えるおそれのある荒廃した溪流を対象に、「砂防激甚災害対策特別緊急事業」を活用し、砂防堰堤、床固工、溪流保全工、山腹工等の砂防設備を緊急的に整備することとしており、宇和島市、西予市、八幡浜市の28か所で令和元年度から令和5年度までの5年間で完了させる必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 安全が確保され、安心して生活できる快適な暮らしの実現

県担当部署：土木部 河川港湾局 砂防課

南予地域における緊急土砂災害対策



砂防激甚災害対策特別緊急事業

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">宇和島市</th></tr> <tr><td>1</td><td>大明神川</td></tr> <tr><td>2</td><td>津田川</td></tr> <tr><td>3</td><td>荒巻川</td></tr> <tr><td>4</td><td>高城谷川</td></tr> <tr><td>5</td><td>下高城川</td></tr> <tr><td>6</td><td>上谷ノ内川</td></tr> <tr><td>7</td><td>下谷ノ内川</td></tr> <tr><td>8</td><td>黒坪川</td></tr> <tr><td>9</td><td>小西川</td></tr> <tr><td>10</td><td>南君川</td></tr> <tr><td>11</td><td>東鎌川</td></tr> <tr><td>12</td><td>伊崎川</td></tr> <tr><td>13</td><td>浅川1号谷</td></tr> <tr><td>14</td><td>槇ノ口川</td></tr> <tr><td>15</td><td>白井谷川</td></tr> <tr><td>16</td><td>正木谷川</td></tr> <tr><td>17</td><td>日の地川</td></tr> <tr><td>18</td><td>西ガ谷川</td></tr> <tr><td>19</td><td>向畑川</td></tr> <tr><td>20</td><td>今郷川</td></tr> <tr><td>21</td><td>大谷川</td></tr> <tr><td>22</td><td>泉川</td></tr> <tr><td>23</td><td>浅川2号谷</td></tr> <tr><td>24</td><td>西赤松川</td></tr> <tr><th colspan="2">西予市</th></tr> <tr><td>25</td><td>東谷川</td></tr> <tr><td>26</td><td>脇川</td></tr> <tr><th colspan="2">八幡浜市</th></tr> <tr><td>27</td><td>南柏川</td></tr> <tr><td>28</td><td>奥川</td></tr> </table>	宇和島市		1	大明神川	2	津田川	3	荒巻川	4	高城谷川	5	下高城川	6	上谷ノ内川	7	下谷ノ内川	8	黒坪川	9	小西川	10	南君川	11	東鎌川	12	伊崎川	13	浅川1号谷	14	槇ノ口川	15	白井谷川	16	正木谷川	17	日の地川	18	西ガ谷川	19	向畑川	20	今郷川	21	大谷川	22	泉川	23	浅川2号谷	24	西赤松川	西予市		25	東谷川	26	脇川	八幡浜市		27	南柏川	28	奥川	 	
宇和島市																																																																
1	大明神川																																																															
2	津田川																																																															
3	荒巻川																																																															
4	高城谷川																																																															
5	下高城川																																																															
6	上谷ノ内川																																																															
7	下谷ノ内川																																																															
8	黒坪川																																																															
9	小西川																																																															
10	南君川																																																															
11	東鎌川																																																															
12	伊崎川																																																															
13	浅川1号谷																																																															
14	槇ノ口川																																																															
15	白井谷川																																																															
16	正木谷川																																																															
17	日の地川																																																															
18	西ガ谷川																																																															
19	向畑川																																																															
20	今郷川																																																															
21	大谷川																																																															
22	泉川																																																															
23	浅川2号谷																																																															
24	西赤松川																																																															
西予市																																																																
25	東谷川																																																															
26	脇川																																																															
八幡浜市																																																																
27	南柏川																																																															
28	奥川																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業年度</th> <th colspan="2">全体</th> </tr> <tr> <th>工事費 (百万円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1~5</td> <td>4,510</td> <td> 宇和島市 24箇所 西予市 2箇所 八幡浜市 2箇所 堰堤新設 17基 堰堤嵩上 13基 溪流保全工 28溪流 堆積工 1箇所 </td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	全体		工事費 (百万円)	内容	R1~5	4,510	宇和島市 24箇所 西予市 2箇所 八幡浜市 2箇所 堰堤新設 17基 堰堤嵩上 13基 溪流保全工 28溪流 堆積工 1箇所																																																								
事業年度		全体																																																														
	工事費 (百万円)	内容																																																														
R1~5	4,510	宇和島市 24箇所 西予市 2箇所 八幡浜市 2箇所 堰堤新設 17基 堰堤嵩上 13基 溪流保全工 28溪流 堆積工 1箇所																																																														

4 大規模災害からの迅速かつ確実な 復旧・復興工事の推進について

[1] 地域の守り手となる建設産業への支援

【国土交通省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

- (1) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる建設機械等の保有促進等を図る制度の拡充
 - ・地域建設企業が災害対応に使用する建設機械を購入する際に、その費用の一部を助成する等、建設機械の保有を促進する支援策を講じること。
- (2) 大規模災害時に懸念される人手不足に備えるため、地域の実情に応じた人材の確保・育成のための支援と技術者要件の緩和
 - ・地域建設産業の人材確保・育成のため、都市部との労務単価の格差をはじめとする、就労環境の地域間格差是正に資する支援策を講じること。
 - ・大規模災害時や人材が不足している地域等における円滑な工事執行のため、技術者要件の緩和や弾力的な運用を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

○大規模災害からの早期復旧・復興と、災害発生への備え

本県の大規模災害時の応急対策協定締結業者の保有する建設機械等は、平成17年度に比べ約50%、掘削系建設機械では約60%減少し、建設業就業者数は、平成12年度に比べ約40%減少している。このような中で発生した西日本豪雨災害では、発災直後の建設機械や、技術者等の人員の不足が課題となった。

このため、将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事を推進するためには、地域における建設機械の保有促進及び人材の確保・育成が必要である。

【愛媛県内の取組】

○災害対応建設機械の保有支援

県では、地域の災害対応能力の向上を図るとともに、西日本豪雨に伴う災害復旧事業を円滑に進めるため、災害時に使用する代表的な建設機械を、建設業者が新たに長期リースする際に経費の一部補助を行い、建設機械の保有を促進している。

○入札・契約制度の改善等

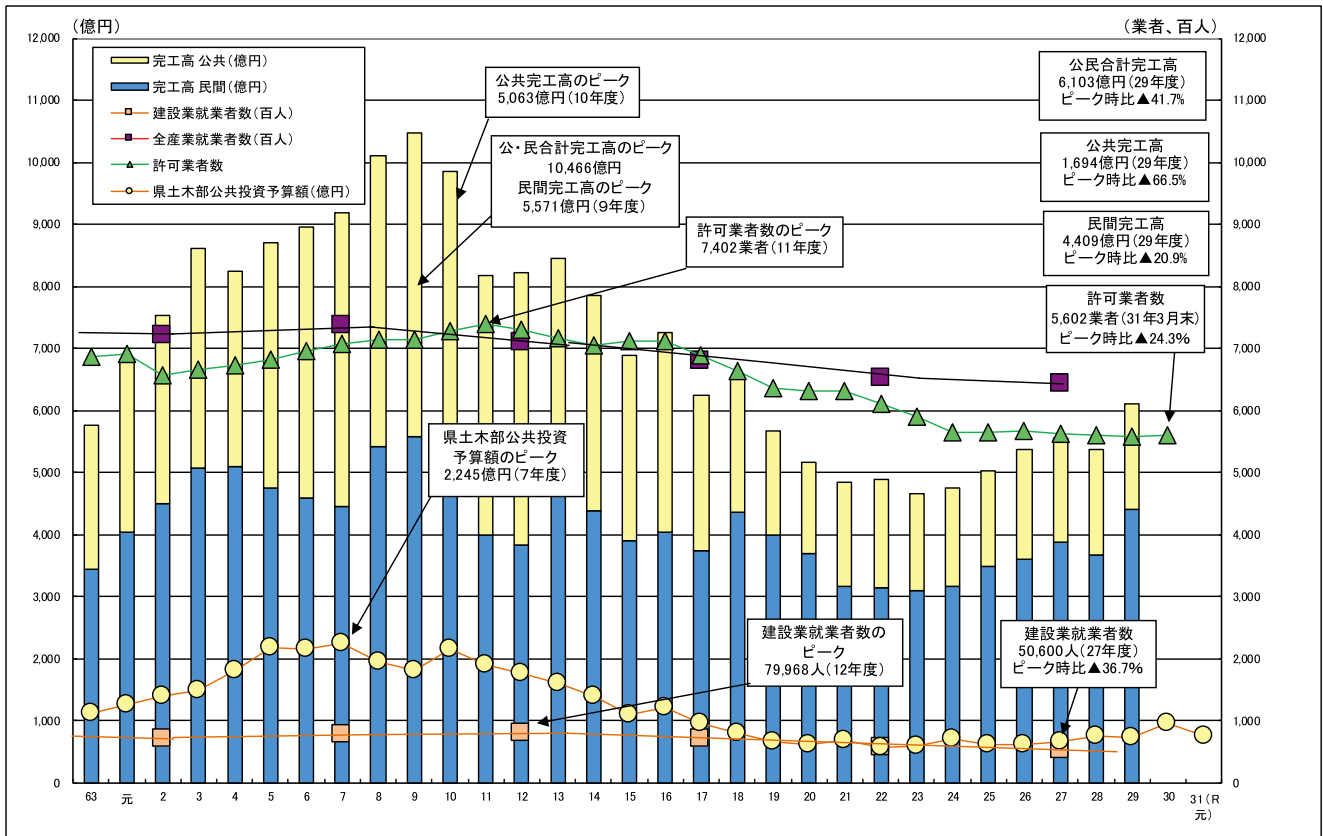
県では、技術者、作業員及び機材等の不足に対応するため、配置技術者の要件緩和、復旧・復興JVの創設など入札契約制度の改善を図っている。

【実現後の効果】

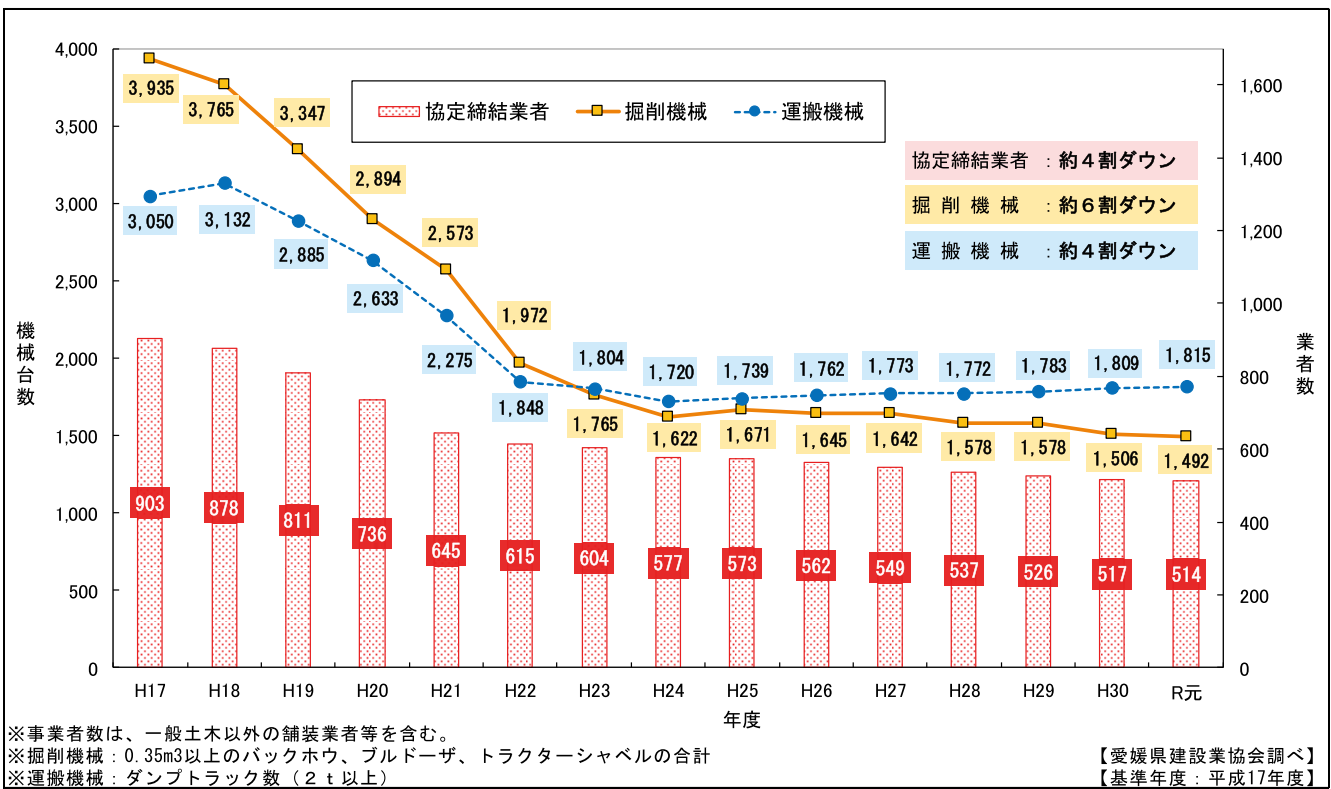
- ◇ 大規模災害に備えた防災・減災対策の推進

県担当部署：土木部 土木管理局 土木管理課

建設工事完工高、県土木部公共投資予算額、許可業者数及び就業者数の推移（愛媛県）



大規模災害時における応急対策業務に関する協定の締結業者とその保有建設機械の推移



4 大規模災害からの迅速かつ確実な 復旧・復興工事の推進について

[2] 宅地災害からの復旧・復興と大規模地震 への備え

【国土交通省】

【提案・要望事項】

(1) 大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充

- ・「堆積土砂排除事業」に係る補助対象の拡大と採択基準の緩和
(ガレキ混じりを補助対象とし、集落規模・堆積土砂量の規模要件の緩和)
- ・「宅地耐震化推進事業」に係る補助率の嵩上げと採択基準の緩和
(熊本地震等に限定されている補助率嵩上げを同規模程度の地震にまで
拡大し、擁壁被害件数の規模要件を緩和)

(2) 大規模地震に備えた宅地耐震化の促進に向けたソフト対策の充実

- ・宅地等の耐震化を総合的に推進するためのソフト対策の充実
(ハード対策は長期間を要するため、速効性のあるソフト対策の方針策定)

【現状と課題（背景・理由等）】

○「堆積土砂排除事業」の補助対象の拡大と採択基準の緩和

西日本豪雨災害では、「ガレキ混じり土砂」が相当量発生し、処分に窮したことから、「堆積土砂排除事業」において、「ガレキ」が混入した土砂も補助対象とするとともに、集落と堆積土砂量の規模要件を緩和し、より小規模な宅地災害にも住民に寄り添った手厚い対応が必要である。

○「宅地耐震化推進事業」の補助率の嵩上げと採択基準の緩和

甚大な宅地災害から迅速かつ確実な復旧を図るため、「宅地耐震化推進事業」のうち「事後復旧事業」については、熊本地震等と同規模程度の地震を対象に補助率の嵩上げ(1/3→1/2)を制度化するとともに、より小規模な宅地災害(擁壁被害件数1万→5千件)も補助対象となるよう規模要件を緩和する必要がある。

○宅地等の耐震化を総合的に推進するためのソフト対策の充実

造成年代が古い宅地の盛土造成地や埋立地は、地震に脆弱であるため、滑動崩壊や液状化被害を軽減する必要がある。このため、「宅地耐震化推進事業」のうち「事前対策事業」については、国と地方が連携し、大規模盛土造成地マップの作成・公表を令和元年度末までに完了したところであるが、その後の第2次スクリーニング(地質調査、安定計算等)から対策工事を進めるためには、地元の合意形成や行政と住民との役割分担の調整に長時間を要する。このことから、住民の安全・安心確保を最優先に対応するためには、当面の対策として、危険の周知や警戒避難体制の整備、土地利用規制などソフト対策の充実に向けた方針策定が不可欠である。

【愛媛県内の取組】

○大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充

西日本豪雨災害では、2市(宇和島市、西予市)において、流木混じり土砂は、「堆積土砂排除事業」で撤去し、ガレキ混じり土砂は「災害等廃棄物処理事業」(環境省)で撤去したため、申請から処分までの手続きに相当の労力を要した。

○大規模地震に備えた宅地耐震化の促進に向けたソフト対策の充実

大規模盛土造成地マップは、全20市町が令和元年度中に公表済である。第2次スクリーニングについては、現在、事前対策工事を見据えた上で、県と市町において実施主体及び役割分担等に関する協議を行っている。

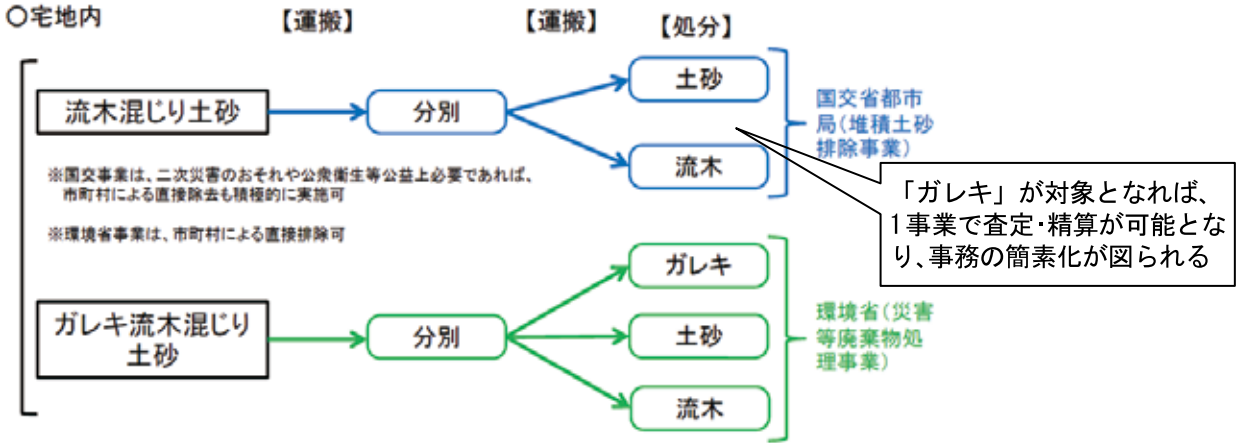
【実現後の効果】

- ◇ 大規模災害に備えた防災・減災対策の推進
- ◇ 県民の安全・安心の確保や早期生活再建

県担当部署：土木部 道路都市局 都市計画課

○大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充

◇「堆積土砂排除事業」の補助対象の拡大と採択基準の緩和



	現 状	要 望
対象	流木混じり土砂 都市計画区域、及び区域外の家屋10戸以上隣接する集落地	ガレキ流木混じり土砂 都市計画区域、及び区域外の家屋5戸以上隣接する集落地
規模	① 堆積土砂の総量 30,000m ³ 以上 又は ② 一団をなす堆積土砂 2,000m ³ 以上又は ③ 50m以内の間隔で連続する土砂 2,000m ³ 以上	① 10,000m ³ 以上 又は ② 1,000m ³ 以上 又は ③ 1,000m ³ 以上

◇「宅地耐震化推進事業」の補助率の嵩上げと採択基準の緩和

	現 状	要 望
補助率	熊本地震・北海道胆振東部地震について1/2	同規模程度の地震の場合(1/3→1/2)(恒久化)
規模	擁壁被害10,000件以上で、盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上	擁壁被害5,000件以上で、盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上

○大規模地震に備えた宅地耐震化の促進に向けたソフト対策の充実

◇宅地等の耐震化を総合的に推進するためのソフト対策の充実



宅地造成等規制法

造成宅地防災区域指定

災害防災措置

勧告・改善命令

宅地耐震化事業

1次スクリーニング
(マップ作成公表)

2次スクリーニング
計画の作成
(優先度評価)

2次スクリーニング
(地質調査、安定計算)

事前対策工事
(ハード対策)

長期間が必要

事業主体
費用負担
等の協議

【今回要望】

【ソフト対策の充実】
・避難体制
・開発規制・建築物の制限
・移転促進 等

